特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多くの外国人が我が国を訪れることから、円滑な出入国手続と安全を守る取組によって、出入国管理行政としても、同大会の成功に大きく貢献できるよう積極的に諸施策を実現していくことが期待されている。出入国管理行政の運営に当たっては、このような内外の状況及び政府全体の取組を十分に認識し、我が国経済社会の活性化と安全・安心な国民生活の確保に寄与していかなければならない。そのためには、出入国管理行政を取り巻く国内外の状況の変化に適切かつ迅速に対応していくことが求められる。

そこで、本計画においては、今後の出入国管理行政における取組の基本方針を次のとおり定めることとする。

○　我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
○　開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築すること
○　受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと
○　訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
○　安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
○　難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な庇護の推進を図っていくこと

以上の６点を今後の出入国管理行政の基本方針とし、すべての取組を通じて外国人の人権への十分な配慮を行いつつ、必要な施策を展開していく。具体的な施策の方針等は以下のとおりである。

1　我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(1)　課題等

「専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れる。」これが、外国人受入れに関する政府の現在の基本方針である。我が国は、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、平成42年には人口が平成22年と比べ1,000万人以上減少するという推計もある（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年１月推計）」）。そのような中、特に、専門的・技術的分野の外国人は、今後、我が国経済社会の活力を維持・発展させていくために必要・不可欠な人材であり、引き続き積極的な受入れを進めていく必要がある。

そのための施策の一つとして、平成24年５月、高度人材ポイント制の運用を開始した。これは、高度の専門的な能力を有する外国人（以下「高度人材」という。）には、我が国の経済成長や新たな需要と雇用の創造への大きな寄与が期待されることから、学歴、収入、年齢等によりポイント計算をしていわゆる「高度人材」と認めた外国人について、永住許可申請までの期間を短くすることのほか、家事使用人あるいは親の帯同を可能とする等、出入国管理上の優遇措置を行う施策である。高度人材ポイント制による受入れは、制度の運用開始から約１年を経た段階で493人と極めて低調であった。そのため、平成25年12月、年収要件等の見直しを行ったところ、利用者数は比較的順調な伸びを見せ、平成26年12月の段階で合計2,453人にまで増加した。このように、高度人材の受入れを推進してきたところであるが、その数が急増しているとは言い難く、我が国経済社会に活力を与えるには未だ不十分であるとの指摘があり、高度人材の更なる受入れを積極的に推し進めることが今後の課題である。

(2)　今後の方針

ア　経済成長に寄与する人材の受入れ

①　経済社会状況の変化に対応した専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進

我が国の経済社会の変化に伴い、専門的・技術的分野の人材が新たに必要とされた際には、そのニーズを的確に把握し、適切かつ迅速に対応する必要がある。現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的・技術的分野と評価できるものについては、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、幅広い視点で検討し、在留資格や上陸許可基準の見直し等を行うことによって、経済成長に寄与する人材の受入れを進めていくよう出入国管理行政を柔軟に展開していく。

前述のとおり、我が国では高齢化が急速に進み、質の高い介護に対する要請が高まっている。このような中、インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定（ＥＰＡ）に基づいて、外国人介護福祉士候補者等の受入れを行ってきた。なお、これは、そもそも二国間の経済活動の連携の強化の観点から、公的な枠組みで特例的に受け入れているものであり、介護分野の労働力不足への対応として行っているものではない。

平成26年６月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」においても、介護分野における外国人の受入れが盛り込まれた。そこで、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生について、在留資格を拡充し、就労を認めていく。

さらに、専門的・技術的分野における外国人の受入れの推進という観点から、我が国の大学等の高等教育機関を卒業した留学生が一定の専門性のある国家資格を取得した場合についても、専門的・技術的分野と評価することが可能か否か、また、日本人の雇用等への影響を勘案しつつ、検討を行っていく。

また、情報処理技術者に係る資格等の諸外国との相互認証を通じた受入れ促進措置についても継続して受入れを推進するとともに、これ以外の分野においても、専門的・技術的分野と評価できるものについて、社会のニーズや資格等の相互認証等の環境が整えば、同様の措置が可能か検討していく。

②　高度人材外国人の受入れの推進

平成26年６月に成立した出入国管理及び難民認定法の一部改正法（以下「平成26年改正入管法」という。）において、「高度人材ポイント制」における高度人材を対象に、新たな在留資格「高度専門職」が創設され、平成27年４月１日から施行された。かかる法改正により、今後の高度人材受入れの更なる増加が期待される。

高度人材は、我が国の産業にイノベーションをもたらすことが期待できる人材である。これにより、我が国の経済成長や新たな需要と雇用創出も期待できることから、高度人材の更なる受入れを推進する必要があるが、高度人材が我が国社会に定着し、経済成長に貢献するには、その生活面、教育面、福祉面など、政府の幅広い行政分野における施策によって、総合的な受入れ推進が行われなければならない。この点、「『日本再興戦略』改訂2014」においても高度人材の就労環境や生活環境の改善に向けて省庁横断的な取組を実施することが方針となっている。

当然のことながら、高度人材ポイント制をより多くの高度人材に利用してもらうには、効果的な広報を行うことが必要であり、出入国管理行政としても積極的に取り組んでいく。

③　緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れ

平成26年４月の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」において、東日本大震災からの復興事業の一層の加速化を図りつつ、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に適確に対応するための緊急かつ時限的措置として、建設分野において即戦力となり得る外国人の受入れを実施することが決定された。また、「『日本再興戦略』改訂2014」においては、建設分野との人材の相互流動が高い造船分野についても外国人を受け入れることとされた。いずれも業を所管する省庁の一定の関与を前提とした枠組みにおいて受け入れることとしており、法務省としては、今後、関係省庁と連携して、適正かつ円滑な受入れを行っていく。

外国人の活用を求める声は今後も高まっていくと考えられ、「『日本再興戦略』改訂2014」においては、前述の建設、造船分野のほか、製造業における海外子会社等従業員の受入れも挙げられている。この制度においては、業を所管する省庁の一定の関与が前提となっている。